

麻しん・風しんの 検査及び調査にご協力ください。

1

医師により保健所長を經由して
都道府県知事へ**直ちに**届出が行われます。

感染症法第12条第1項により定められています。

2

血液・尿・咽頭ぬぐい液などの採取にご協力ください。

麻しんや風しんと診断された場合は、患者の皆様には感染症法に基づく検体（血液、尿、咽頭ぬぐい液など）の採取にご協力いただいております。



血液検査



尿検査



咽頭ぬぐい液検査

● 検体採取前に保健所へお問い合わせ下さい

3

保健所の職員による感染拡大防止のための
調査へご協力ください。

麻しん・風しんは、人から人へ感染させる可能性のある病気です。そのため、保健所は、感染の流行を予防するため、感染が疑われる方を確認し、必要な方へ緊急ワクチン接種の推奨や健康観察等を行っています。